

# 消防の動き



2020  
**10**  
No.594



消 防 庁  
Fire and Disaster Management Agency



# 目次

CONTENTS

令和2年10月号 No.594

**巻頭言** 就任にあたって（消防庁長官 横田 真二）

**巻頭言** 就任にあたって（消防庁審議官 五味 裕一）

**巻頭言** COVID-19影響下における消防大学校の取組み（消防大学校長 寺田 文彦）

## Report

住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（令和2年7月1日時点） ..... 6

## Topics

令和2年防災功労者内閣総理大臣表彰式 ..... 8

令和2年春の叙勲中綬章等受章者及び褒章受章者の宮殿内見学 ..... 10

令和2年度「救急の日」及び「救急医療週間」における消防庁の取組 ..... 11

令和2年度救急業務のあり方に関する検討会の検討状況について ..... 14

## 緊急消防援助隊情報

令和2年度緊急消防援助隊地域ブロック 合同訓練の実施について ..... 17

## 先進事例紹介

違反是正特別支援員制度の発足（宮城県 仙南地域広域行政事務組合消防本部） ..... 19

## 消防通信～望楼

福島市消防本部（福島県）／海老名市消防本部（神奈川県）

西宮市消防局（兵庫県）／美作市消防本部（岡山県） ..... 24

## 消防大学校だより

危険物科における教育訓練

～禁水性物質の発火を含む危険物の性状の実験～ ..... 25

## 報道発表

最近の報道発表（令和2年8月25日～令和2年9月24日） ..... 27

## 通知等

最近の通知（令和2年8月25日～令和2年9月24日） ..... 28

広報テーマ（10月・11月） ..... 29

## お知らせ

2021年度「全国統一防火標語」の募集について ..... 30

消防防災分野の国際協力について ..... 31

第68回全国消防技術者会議のオンライン開催について ..... 32



■ 表紙  
本号掲載記事より

# 就任にあたって



消防庁長官 横田 真二

7月20日付けで消防庁長官に就任しました横田真二です。よろしくお願いいたします。

思い返してみますと、これで消防庁に勤務するのは5回目となります。

最初に勤務したのは救急救助課の課長補佐としての勤務であり、そのときには阪神淡路大震災と地下鉄サリン事件がありました。2回目は防災課長から消防・救急課長、総務課長を務めさせていただいた平成22年からの4年3ヶ月の期間であり、このときには東日本大震災がありました。そして3回目は平成27年から平成28年にかけての国民保護・防災部長の時であり、このときには、熊本地震がありました。そして2年前、平成30年から令和元年にかけて消防庁次長として勤務したときにも北海道胆振東部地震などがありました。

毎年のように台風、豪雨などの風水害が発生している昨今、思い返してみると、消防庁での勤務が長くなったのだなと感慨深いものがあります。

消防庁勤務以外でも、総務省全体の危機管理を担当する官房総務課長、官房長、そして内閣官房の危機管理担当の審議官などを経験してきましたので、結果的に危機管理関係の仕事が長くなってしまいました。今年も7月には令和2年7月豪雨があり、多くの方が犠牲になられました。お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を捧げるとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

このような災害時において、全国の消防職団員の方々は、昼夜を分かたず、人命救助など人々の生命、身体、財産の安全のために多大なご活躍をしていただきました。活動された皆様に心より敬意を表するとともに、感謝を申し上げます。

今後を考えてみますと、南海トラフ地震や首都直下地震等への対応、激甚化する風水害への対応、大規模イベントなどをターゲットとするテロへの対応など、消防を取り巻く諸課題は山積しています。このような中で、私たち、総務省消防庁としての務めは、崇高な使命のもと現場で活動される消防職団員の方々が、さらに安全に、さらに活動しやすい環境を整えるべく、いかに取り組んでいくかということだと思っています。

そのためには、私をはじめ、消防庁の職員が、消防職団員の皆様が、いま、何を望んでおられるのか、何を必要とされておられるのかを考え、そのことについて皆様からよくご意見を伺いながら、その課題の解決に最大限取り組んでいくことが必要だと考えています。中には困難な課題もあるかもしれませんが、数々の先輩たちが築きあげてこられたこれまでの成果を継承しながら、少しずつでも発展させていくことが大切だと考えています。

そんなことに思いをいたしながら、我が国の消防が今後とも発展していくように、微力ではありますが取り組んでまいりますので、皆様のご協力とご理解をよろしくお願い申し上げます。

# 就任にあたって



消防庁審議官 五味 裕一

7月20日付けで消防庁審議官に就任した五味です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私は、平成24年度から2年間、消防庁国民保護室長を務めました。この間、2度にわたって、北朝鮮による「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射事案が起きました。

当時、にわかに注目されたのが、Jアラート（全国瞬時警報システム）です。国が緊急情報を発信すると、自動的かつ瞬時に、防災行政無線等を通じて国民に情報が伝達されるシステムです。

平成24年4月のミサイル事案の直前に行った事前訓練において、正常に情報伝達ができない事例が多数発生し、マスコミ等から厳しいお叱りを受けましたが、訓練と改善を繰り返した結果、同年12月のミサイル発射（沖縄県上空通過）事案の際には、国民の皆さんにきちんと情報を伝えることができました。こうした対応を通じ、広く国民の間にJアラートの存在が浸透し、平成26年に各人の携帯電話に緊急速報メールとして情報を送信することが可能となったこともあり、現在では、危機対応に欠くことができない情報システムとして定着しています。

Jアラートはミサイル発射等の国民保護情報だけでなく、緊急地震速報や大津波警報等も発信しますので、今後、更なるシステムの機能向上と防災行政無線の戸別受信機の整備促進等により、情報伝達の有効性が更に高まり、我が国の消防防災力の向上につながることを期待しています。

昨年は、消防庁総務課長として、予算編成等を通じ、消防活動の基盤整備に携わりました。

消防庁においては、近年、豪雨災害等が頻発していることを踏まえ、国土強靱化等に係る3か年緊急対策を活用しながら、緊急消防援助隊の水陸両用車等の特殊車両や救命ボート、ドローン等の資器材の整備を図っているところです。

今年に入ってからは、新型コロナウイルス感染症への対応について、救急隊等の消防職員の感染防止対策について注意喚起・助言するとともに、必要なマスク、感染防止衣、ゴーグル等の資器材の確保・提供に努めてきました。4月には、救急の現場において多くの搬送困難事案が発生し、一時、厳しい状況も見られましたが、関係消防本部の懸命の取り組みと、国民全体の努力により、的確な危機対応を図ることができたものと思います。

しかしながら、現在も依然として、新型コロナウイルスの感染に対する懸念が続いています。

そうした中で、様々な危難から国民を守るためには、消防職員が万全の感染防止を図りながら職務に精励し、必要な消防防災力を発揮し続けることが切実に求められています。現場の皆さんは、日々、大変なご苦勞と緊張を強いられていることと思いますが、消防庁としても、皆さんが安全かつ効果的に職務に取り組めるよう努めてまいりたいと思います。

また、現在、コロナ対応をひとつの契機として、国を挙げて、DX（デジタル・トランスフォーメーション）に取り組もうとしています。消防の世界においても、日々の消防行政や緊急時の対応におけるデジタル技術の活用を一層推進し、先進的な技術を活用した『スマート消防』を実現していく必要があると思います。

頻発化・激甚化する災害とコロナ禍の中で、課題は山積していますが、皆さんとともに、乗り越えていきたいと思いますので、ご指導とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

# COVID-19影響下における 消防大学の取り組み



消防大学校長 寺田 文彦

消防大学は、全国の消防職員・団員に対し、幹部として必要とされる高度な教育訓練を行うことを目的に設置され、昨年、創設60周年を迎えました。本校の卒業生は優に6万人を超え、全国の消防本部等においてその中枢を担う幹部として活躍されています。私自身、教壇に立つのは北大公共政策大学院で教授を務めて以来、実に10年ぶりとなりますが、久々に学生の皆さんの熱気に触れ元気をいただいています。

今年は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行し、世界各地で多くの感染者が発生しており、現在も収束に至っておらず、感染拡大への警戒が続いている状況です。

2月26日、安倍総理から全国の小中高等学校等に対する3月中の休校要請があったことを受けて、本校では、実施予定であった学科等を中止するとともに、一部の学科については、3月2日から2週間の日程であったところをeラーニングと短期スクーリングに振り替えることとし、全学生を個室入寮とするなど徹底した感染防止措置を講じたうえで、3月23日から2日間の日程で開催しました。

3月27日には、4月開始予定の学科等について、大型連休明けに延期する等（5月開始予定の期と統合・期間短縮、中止）の措置を講じることとしましたが、緊急事態宣言（4月7日）の発出を受け、4月9日には、5月開始予定の学科等について、7月最終週以降に再延期する等の措置を講じることとしました。その後、緊急事態宣言について全国を対象としたまま期限を5月31日まで延長するとの発表（5月4日）を踏まえ、5月7日には、6月上旬開始予定の学科等についても、秋以降に延期することとしました。

本校では、6月15日から教育訓練を再開するにあたり、新型コロナウイルス感染防止対策として、当面の間、学生の不要不急の外出禁止、3密の回避、ソーシャルディスタンスの確保、換気、手指や共有物品の消毒等の取り組みを徹底して行っています。学生にとっては、感染症防止対策を講じながらの教育訓練、また、新たな生活様式を取り入れた制約の多い寮生活となり心苦しい限りですが、近隣の皆様のご理解があってこそ消防大学であることを肝に銘じ、慎重に教育訓練を進めてまいります。

本年も数多くの地震、風水害に見舞われています。最近まで関西国際空港の設置管理に携わり、平成30年の台風21号による被災（高波による空港島の浸水及び空港連絡橋損傷によるアクセスの機能不全）とその応急復旧対応を経験した身として、災害現場で献身的に活動する消防職員・団員の姿を目にするたびに、安全管理の徹底を第一とした平日頃の教育訓練と、個々の部隊組織の責任者の任務の重要性を強く感じます。甚大な被害に対し、消防を含め、1人でも多くの職員を必要としている状況の中で、相当の長期間にわたる消防大学における教育訓練に職員を派遣することは、所属にとって大きな負担となることが容易に想像されます。そうした中でも、消防大学に期待し、職員を託していただいたのですから、そのような期待を万が一にも裏切ることがないよう、教職員一同、身が引き締まる思いで、教育訓練に取り組んでいるところです。地域を災害から守る中核となるべき人材の教育訓練に消防大学として全力を上げ、住民の皆さんが安心して暮らせる地域づくりのお役に立ってまいりたいと考えています。

## 住宅用火災警報器の 設置率等の調査結果 (令和2年7月1日時点)

予防課

### 1 調査の概要

消防庁では、消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の設置率等について、令和2年7月1日時点の調査結果をとりまとめました。

**設置率 82.6%**

(参考：令和元年6月1日時点 82.3%)

**条例適合率 68.3%**

(参考：令和元年6月1日時点 67.9%)

※ 「設置率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備等の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合です。

※ 「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯（同上）の全世帯に占める割合です。

### 2 都道府県別に見る住警器の設置率等

都道府県別に見ると、福井県の設置率（94.8%）と条例適合率（87.0%）が最も高い一方で、沖縄県の設置率（57.5%）と条例適合率（43.6%）が最も低くなっています（表参照）。

### 3 傾向と今後の取組

我が国における住宅火災件数及び住宅火災による死者数は、新築住宅に対する住警器の設置義務化がスタートした平成18年以降、おおむね減少傾向にあり、住警器の普及促進を始めとした住宅防火対策に一定の効果が現れていると考えられます（グラフ参照）。

一方で、全国的に見ると住警器未設置世帯が約2割あり、条例適合率が極めて低い地域も見られることから、住宅火災による被害が拡大しやすい高齢者世帯をはじめとした未設置世帯等に住警器が設置されるよう、消防庁においても、消防機関に限らず、関係行政機関、関係団体、関係業界等、あらゆる団体と連携した取組を進めているところです。

平成23年9月に策定され、平成27年9月に改正した「住宅用火災警報器設置対策基本方針」では、①住警器の維持管理に関する広報の強化、②高齢者世帯への設置の働きかけ、③条例適合率の改善に向けた取組を示しており、今後も引き続き、消防庁、各消防本部、関係団体等が連携し、基本方針に基づく各種の取組を推進していくことが重要です。

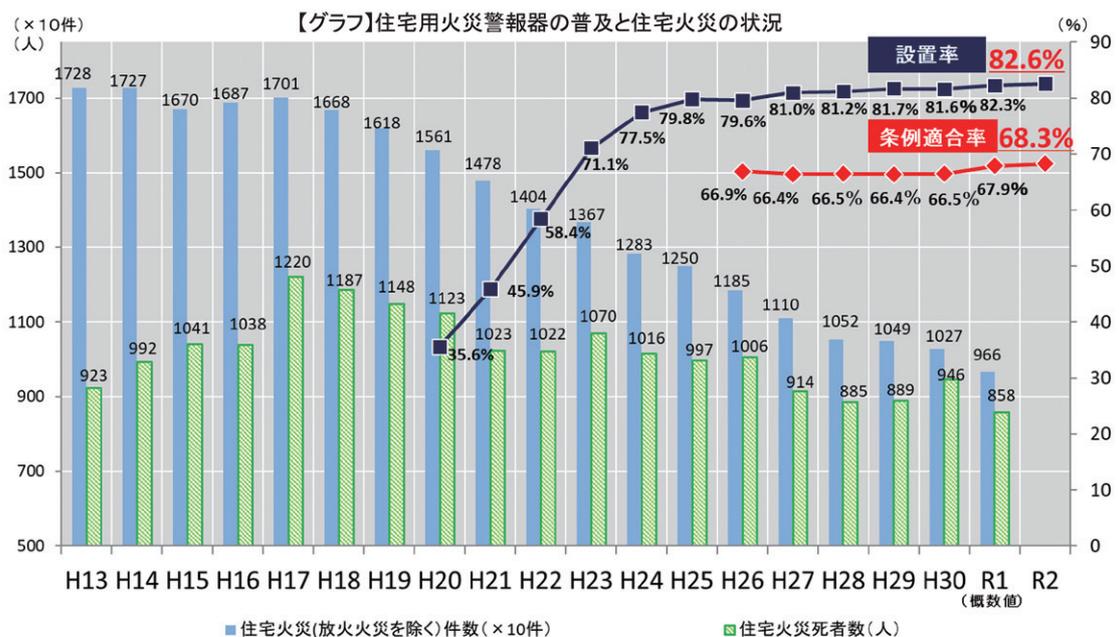
住警器の維持管理にあたっては、今後その多くが設置後10年を迎え、電池切れや電子部品の劣化等による故障が増えるものと予測されます。本調査とあわせて実施した住警器の維持管理状況調査では、作動確認を行ったうちの約2%の世帯で住警器の電池切れや故障が確認されました。火災時に住警器が適切に作動するよう定期的な点検を通じて、本体の交換等を推進していく必要があります。

なお、本体交換の際には、各世帯の住宅の構造や世帯構成に応じて、火災にいち早く気づくことが出来る連動型住宅用火災警報器、ガス漏れなど火災以外の異常を感知して警報する機能を併せ持つ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など、付加的な機能も併せ持つ機器などを推奨しています。

【表】都道府県設置率及び条例適合率（令和2年7月1日時点）  
（標本調査のため、各数値は、一定の誤差を含む。）

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	82.6%	68.3%	三重	76.3% (39)	61.8% (38)
北海道	84.1% (16)	70.8% (11)	滋賀	82.4% (21)	63.6% (31)
青森	81.0% (26)	67.5% (18)	京都	87.9% (5)	75.1% (7)
岩手	85.1% (13)	64.8% (26)	大阪	84.1% (16)	76.4% (6)
宮城	92.1% (2)	69.1% (13)	兵庫	85.5% (11)	65.7% (23)
秋田	82.5% (20)	63.6% (31)	奈良	74.9% (42)	62.3% (35)
山形	82.4% (21)	63.3% (33)	和歌山	78.9% (33)	62.3% (35)
福島	79.3% (32)	58.2% (41)	鳥取	85.4% (12)	63.8% (30)
茨城	73.1% (43)	60.2% (39)	島根	87.4% (7)	65.8% (22)
栃木	78.4% (35)	67.3% (19)	岡山	77.5% (38)	63.1% (34)
群馬	71.4% (44)	57.0% (43)	広島	87.2% (8)	79.4% (4)
埼玉	78.1% (37)	67.3% (19)	山口	79.8% (30)	65.3% (25)
千葉	75.9% (40)	52.5% (45)	徳島	79.7% (31)	65.7% (23)
東京	89.9% (4)	77.7% (5)	香川	75.6% (41)	59.2% (40)
神奈川	84.3% (15)	68.7% (14)	愛媛	78.8% (34)	68.5% (15)
新潟	87.0% (9)	72.2% (9)	高知	70.8% (45)	52.1% (46)
富山	84.9% (14)	66.2% (21)	福岡	82.8% (19)	71.8% (10)
石川	87.5% (6)	84.1% (2)	佐賀	68.1% (46)	56.8% (44)
福井	94.8% (1)	87.0% (1)	長崎	78.2% (36)	57.9% (42)
山梨	81.1% (25)	68.2% (16)	熊本	80.0% (29)	64.0% (29)
長野	80.7% (28)	64.8% (26)	大分	86.3% (10)	70.6% (12)
岐阜	81.3% (23)	64.4% (28)	宮崎	83.8% (18)	74.3% (8)
静岡	80.9% (27)	68.1% (17)	鹿児島	91.1% (3)	81.8% (3)
愛知	81.2% (24)	62.3% (35)	沖縄	57.5% (47)	43.6% (47)

（ ）内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。



問い合わせ先

消防庁予防課予防係 吉田 道川  
TEL: 03-5253-7523

# 令和2年防災功労者内閣総理大臣表彰式

総務課

防災功労者内閣総理大臣表彰は、毎年9月1日を「防災の日」とし、「政府、地方公共団体等関係諸機関を始め、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資する」という趣旨に基づき、内閣総理大臣が表彰を行うものです。

今年は、去る9月4日（金）、内閣総理大臣官邸において、安倍内閣総理大臣及び武田防災担当大臣が出席し、防災功労者内閣総理大臣表彰式が盛大に挙行されました。

消防庁からは、台風や大雨、林野火災現場において救助活動や避難誘導などを行い、被害の軽減に顕著な功績のあった36団体、防災体制の整備に多大な貢献のあった4団体が受賞し、内閣総理大臣から表彰状が授与されました。



集合写真（1回目）



集合写真（2回目）



集合写真（3回目）



安倍内閣総理大臣の挨拶



受賞者代表への表彰状授与

### 消防関係受賞団体

#### 【災害現場での顕著な防災活動】

[平成31年1月堂平山における林野火災]		長野市消防団	(長野県)
比企広域市町村圏組合ときがわ消防団	(埼玉県)	中野市消防団	(長野県)
		飯山市消防団	(長野県)
[令和元年8月の前線に伴う大雨]		千曲市消防団	(長野県)
武雄市消防団	(佐賀県)	東御市消防団	(長野県)
多久市消防団	(佐賀県)	佐久穂町消防団	(長野県)
大町町消防団	(佐賀県)	川上村消防団	(長野県)
		栄村消防団	(長野県)

#### [令和元年房総半島台風]

君津市消防団	(千葉県)	[令和元年10月24日から26日にかけての低気圧等による大雨]	
		長生郡市広域市町村圏組合消防団	(千葉県)

#### [令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等]

館山市消防団	(千葉県)	<b>【防災体制の整備】</b>	
佐倉市消防団	(千葉県)	自主防災組織 ハンマーズ	(東京都)
東金市消防団	(千葉県)	足立区第18地区町会自治会連絡協議会	(東京都)
南房総市消防団	(千葉県)	鶴見区市場西中町まちづくり協議会	(神奈川県)
		広瀬館青少年少女消防隊	(富山県)

#### [令和元年東日本台風]

普代村消防団	(岩手県)		計40団体
丸森町消防団	(宮城県)		
本宮市消防団	(福島県)		
矢祭町消防団	(福島県)		
伊達市消防団	(福島県)		
塙町消防団	(福島県)		
福島市消防団	(福島県)		
大子町消防団	(茨城県)		
栃木市消防団	(栃木県)		
佐野市消防団	(栃木県)		
鹿沼市消防団	(栃木県)		
小山市消防団	(栃木県)		
壬生町消防団	(栃木県)		
富岡市消防団	(群馬県)		
比企広域市町村圏組合東松山消防団	(埼玉県)		
調布市消防団	(東京都)		
川崎市高津消防団	(神奈川県)		
川崎市中原消防団	(神奈川県)		

# 令和2年春の叙勲中綬章等受章者及び褒章受章者の 宮殿内見学

## 総務課

去る8月25日(火)、26日(水)及び28日(金)、消防関係の令和2年春の叙勲中綬章等受章者及び褒章受章者に対して、皇居宮殿内見学が行われました。

令和2年春の叙勲(中綬章等)、令和2年春の褒章及び第34回危険業務従事者叙勲における拝謁は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の徹底が図れないことから中止されましたが、今般の見学は、その功労に報いるため、受章者の皇居宮殿内を見学する機会として提供されたものになります。

各日とも、しっかりと新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、計129名の方が御参加をされ、北車寄から参入、春秋の間等を見学した後、南溜で写真撮影を行い、南車寄から退出となりました。



# 令和2年度「救急の日」及び「救急医療週間」における消防庁の取組

## 救急企画室

### 1. はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。（今年は、9月6日（日）から9月12日（土）まででした。）この期間には、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種行事が開催されました。また、今年度の行事等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実技や実演など対面・集合を伴うものについては、人数を制限する、延期を検討するなど、感染拡大の防止に十分留意した上での活動が行われました。

消防庁では、「令和2年度救急功労者表彰式」及び「電車の中吊り広告を活用した普及啓発」を行いました。

### 2. 令和2年度救急功労者表彰式

9月9日（水）、KKRホテル東京において、一般財団法人救急振興財団 山本保博会長及び全国消防長会 安藤俊雄会長に御臨席いただき、令和2年度救急功労者表彰式が挙行されました。

受賞者の皆様は、長年にわたり、救急隊員の教育・指導、救急患者の積極的な受入れ、応急手当の普及啓発推進などに御尽力され、各地域の救急医療や救急業務を支えてこられた方々です。

総務大臣表彰は、14名の方々と2団体、消防庁長官表彰は17名の方々が受賞され、高市早苗総務大臣及び横田真二消防庁長官から表彰状が授与されました。



総務大臣表彰の授与



消防庁長官表彰の授与



記念撮影

## 令和2年度救急功労者表彰受賞者

(五十音順・敬称略)

### 総務大臣表彰

#### ○個人表彰（14名）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ・今井智彦 (長野県推薦)  | ・中川五男 (広島県推薦)  |
| ・内橋慶隆 (群馬県推薦)  | ・野呂純一 (三重県推薦)  |
| ・大高公成 (秋田県推薦)  | ・濱見原 (愛媛県推薦)   |
| ・小林健二 (栃木県推薦)  | ・本多英喜 (神奈川県推薦) |
| ・其田 (北海道推薦)    | ・溝端康光 (大阪府推薦)  |
| ・高橋玲比古 (兵庫県推薦) | ・茂泉善政 (宮城県推薦)  |
| ・田中茂 (静岡県推薦)   | ・吉原克則 (東京都推薦)  |

#### ○団体表彰（2団体）

- ・医療法人聖麗会 聖麗メモリアル病院 (茨城県推薦)
- ・埼玉医科大学病院 (埼玉県推薦)

### 消防庁長官表彰

#### ○個人表彰（17名）

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ・有川昌義 (山口県推薦)  | ・野口元 (秋田県推薦)   |
| ・五十嵐博充 (群馬県推薦) | ・服部克郎 (愛知県推薦)  |
| ・石井茂 (神奈川県推薦)  | ・林田純人 (大阪府推薦)  |
| ・宇都木哲男 (茨城県推薦) | ・左博之 (千葉県推薦)   |
| ・小山年秋 (宮城県推薦)  | ・まつ山孝生 (岐阜県推薦) |
| ・上岡健司 (栃木県推薦)  | ・村越正文 (埼玉県推薦)  |
| ・四島弘 (福岡県推薦)   | ・茂呂浩光 (東京都推薦)  |
| ・高屋伸 (沖縄県推薦)   | ・横山幸浩 (福島県推薦)  |
| ・長興寺一弘 (岩手県推薦) |                |

### 3. 電車の中吊り広告を活用した普及啓発

例年、消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」にあわせて、イベント会場で催事を行ってききましたが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、催事の実施はとりやめ、その代替として、電車の中吊り広告を活用した心肺蘇生法などの普及啓発を行うこととし、9月7日（月）から9月13日（日）にかけて、JR東日本湘南新宿ライン・上野東京ラインの8両1編成貸し切り形式で行いました。

中吊り広告のデザインは、一般財団法人救急振興財団が制作した、「救急の日」のポスターと同じ図柄を使用しました。ポスターのテーマは、「救命活動に間違いはない！見つけよう！自分にできること！」で、救命活動は、AEDでの対応だけでなく、救急車や人を呼びに行く、傷病者の荷物を整理するなど、そんな些細なことができることの積み重ねで行われること、老若男女を問わず、できることはたくさんあることを伝えました。



電車の中吊り広告



#### 4. おわりに

消防庁では、「救急の日」及び「救急医療週間」を通じて都道府県や市町村、関係機関などと連携し、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深めていくとともに、救急業務のより一層の充実強化を図っていきたいと思います。

# 令和2年度救急業務のあり方に関する検討会の検討状況について

## 消防庁救急企画室

### はじめに

消防庁救急企画室では、高齢化の進展を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるなか、救急業務の円滑な実施と質の向上や、救急車の適正利用の推進等、救急業務を安定的かつ持続的に提供し救命率の向上を図ることを目的に、「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しています。令和2年度における検討会（座長：有賀 徹 独立行政法人 労働者健康安全機構理事長）では、救急業務を取り巻く諸課題やその対応策について、有識者を交えて3回にわたり検討を行う予定とし、第1回検討会を5月21日に開催した後、各課題について、検討部会、ワーキンググループ及び連絡会において議論を進めていますので、これまでの検討状況について報告します。

### 1 検討の背景と目的

令和元年中における全国の救急自動車による救急出動件数は約664万件、搬送人員は約598万人（速報値）で、いずれも過去最多を更新しました。

救急出動件数の増加等を要因に、救急活動時間は延伸傾向にあり、平成30年中の病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）は39.5分（前年比0.2分増）となっています。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で救急出動件数等も一定数減少することが見込まれますが、今後、高齢化の進展などを背景に再度増加に転じると考えられます。

このような状況下でも、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくことが必要であり、その実現に向けた課題に対応するため、今年度の検討会では、「救急業務の円滑な実施と質の向上」、「救急車の適正利用の推進」、「その他」の分類に沿って、救急業務におけるメディカルコントロール（以下「MC」という。）体制のあり方をはじめとした各検討事項について、以下のとおり検討を行っています（図1参照）。

令和2年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項 ※令和2年9月現在	
<p>高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大の対応や救急業務の質の向上を図るため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」や「救急車の適正利用の推進」等について検討を行う。</p>	
救急業務の円滑な実施と質の向上	
<p><b>1. 救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方（WG（その下に小会合を2つ））</b>                      救急救命士の行う救急救命処置の質の担保から始まり、搬送先選定の基準策定など、拡大してきたMC体制について、昨年度検討会における検討結果を踏まえ、求められる役割を十分担えるように、課題の解決及び今後のあり方について、深掘りした検討を行う。                      検討に当たっては、MC体制の現状を踏査しつつ、今後のあり方全般についての検討を行うWGを設置するとともに、当該WGの下に、昨年度抽出したいわゆる「コア業務」における課題解決に向け、「オンラインMC小会合」及び「再教育小会合」を設置し、検討を深める。</p>	
<p><b>2. 救急活動におけるICT技術導入（連絡会）</b>                      救急現場での活動時間短縮等を目的に、IoTを活用した傷病者観察情報のデジタルデータ化、RPA等の先進技術を活用した情報の自動入力等スマート化などを検討する連絡会を設置し、消防本部の協力を得て実証実験を行い、成果を提示し導入を促進する。</p>	
<p><b>3. 蘇生ガイドライン改訂への対応（WG）</b>                      2020年は、5年に一度、国際的に統一した蘇生ガイドラインが公表される年に当たる。蘇生ガイドライン改訂に伴う諸課題に関する調査・分析を行うとともに、明確な情報収集に努め、改訂に対応する提案を行う。  <small>（なお、令和2年5月28日、日本蘇生協議会（JRC）は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国際的な蘇生ガイドライン改訂を受けた日本蘇生ガイドライン2020の作成を当初の予定から少なくとも半年間延期すると発表し、ドラフト版作成は令和3年3月の予定とされた。このことから、一般市民・通信指命員・救急隊が行う心臓蘇生法等に係る各業務の改訂作業等については、ドラフト版作成後の令和3年3月以降に速やかに検討を開始する（ドラフト版作成前は改訂のスキームを検討予定）。）</small></p>	
救急車の適正利用の推進	
<p><b>4. 救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討（部会）</b>                      救急安心センター事業（#7119）は、これまでの検討会において事業の普及、広報及び既存団体の質の向上などに取り組んできたが、令和2年3月現在、16地域での実施にとどまっている。住民に対して安心・安全を与えることのできる事業であることから、更なる普及を促進するため、部会を設置し、抜本的な検討を行う。</p>	
その他	
<p><b>5. 救急隊の感染防止対策（WG）</b>                      今般の新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、救急隊における感染防止対策に資することを目的として「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.1.0）」の改訂等について検討を行う。</p>	
<p><b>6. その他（報告事項）</b>                      救急業務に関するフォローアップとして、全国の都道府県を4年間で訪問する。訪問先都道府県で課題が顕在化している消防本部を個別訪問し、各地域の課題をより深く把握するとともに、救急業務の円滑な推進に資するための必要な助言を行う。あわせて、これまで消防庁から発出した通知に対する取組状況等についても調査を行う（今年度は1年目）。                      救急安心センター事業（#7119）担当者及び普及促進アドバイザーによる現状及び実態を互いに把握するための連絡会の報告を行う。</p>	

図1 令和2年度救急業務のあり方に関する検討会 検討事項

## 2 各検討事項の検討状況

### (1) 救急業務におけるMC体制のあり方

令和元年度救急業務のあり方に関する検討会において、「オンラインMC」、「事後検証」及び「再教育」の3つの事項で解決すべき課題が抽出されたことを受け、今年度はワーキンググループ及び小会合を設置し、これらの課題の解決に向けた議論を行うとともに、課題の背景にあるMC体制の役割を整理、検討することとしています。

具体的には、MC体制の現状を俯瞰しつつ、今後のあり方全般についての検討を行うWGを設置するとともに、当該WGの下に、昨年度抽出したいわゆる「コア業務」における課題解決に向け、「オンラインMC小会合」及び「再教育小会合」を設置し、検討を進めています。

### (2) 救急活動におけるICT技術導入

救急業務の効率化・スマート化に向けた取組の一環として、救急活動における作業の簡素化を目的に、消防本部や有識者により構成された連絡会でIoTやRPA等の先進技術を活用した傷病者の観察情報のデジタルデータ化、情報の自動入力等を検討するとともに、消防本部の協力を得て実証実験を行う予定としています。

実証実験の検証結果を基に、救急活動時間の短縮効果や労務負担の軽減状況等について検討し、救急現場で活用可能な技術をカタログ化し、消防本部への導入を促進していくこととしています。

### (3) 蘇生ガイドライン改訂への対応

2020年は、5年に一度、国際的に統一した蘇生ガイドラインが公表される年に当たるため、蘇生ガイドライン改訂に伴う諸課題に関する調査・分析を行うWGを設置するとともに、明確な情報収集に努め、改訂に対応する提案を行う予定としていました。

しかしながら、令和2年5月28日、日本蘇生協議会(JRC)から、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国際的な蘇生ガイドライン改訂を受けた日本版JRC蘇生ガイドライン2020(G2020)の作成を当初の予定から少なくとも半年間延期し、ドラフト版作成は令和3年3月を予定することが発表されました。

このことから、今年度のWGの運営予定も見直しを行い、一般市民・通信指令員・救急隊が行う心肺蘇生法等に係る各要領の改訂作業等については、G2020ドラフト版の作成後の令和3年3月以降に速やかに検討を開始す

ることとし、それまでの間は検討の枠組み等の整理を行うこととしました。

### (4) 救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討

救急安心センター事業（#7119）のさらなる普及を進め、「日本全国どこにいても#7119が繋がる体制」、すなわち#7119事業の全国展開の実現を目指し、「#7119の全国展開に向けた検討部会」を設置し、具体的な対応方策の検討を進めることとしました。

検討部会では、救急安心センター事業の普及に向けたこれまでの取組を振り返るとともに、未実施団体（都道府県、代表消防本部等）へのアンケート調査や、実施団体及び未実施団体を代表した4自治体へのヒアリングを通じて、本事業の全国展開に向け解決すべき課題を6項目に整理した上で、それぞれに対して考えられる解決策を検討し、具体的な検討状況や得られた成果を令和2年8月に「中間報告書」としてとりまとめ、消防庁ホームページに公開しました。

(URL:[https://www.fdma.go.jp/singi\\_kento/kento/items/7119/05/shiryou2.pdf](https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/7119/05/shiryou2.pdf))

今後は、事業実施効果の分析・明確化や、事業の底上げ（質・利便性・効率性の向上）など、未だ検討すべき事項が残されていることから、年度内の最終報告に向けてさらに議論を深めていく予定です。

### (5) 救急隊の感染防止対策（新規検討項目）

近年の国際的な感染症の流行を背景として、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」において、その時点の最新の医学的知見を踏まえた「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.1.0）」及び消防機関における感染防止管理体制について検討を行い、消防庁ではその結果をとりまとめて全国の消防本部に周知しました。

そのような中、令和元年12月、中華人民共和国において確認された新型コロナウイルス感染症は世界的な流行を認めており、わが国においても、令和2年1月に国内初の感染者が確認されて以降、現在も多数の患者が発生しています。

各消防機関において保健所等が行う新型コロナウイルス感染症陽性患者等の移送に対する協力や、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者からの救急要請に対する対応を行っていることから、消防庁ではこれまで業務に従事する救急隊員の感染防止対策の徹底について周知を図ってきました。

そこで、本検討会においても、今般、当初の検討事項に追加して、新型コロナウイルス感染症患者への対応の中で得られた経験等を踏まえた、「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.1.0)」の改定に取り組むこととし、新たにワーキンググループを設置し、検討することとしました。

## (6) その他 (報告事項)

### ア 救急業務に関するフォローアップ

平成29年度から開始した救急業務に関するフォローアップは、アンケート調査により全国の救急業務の現状を把握するとともに、都道府県の担当部局とともに消防本部を個別訪問し、現状及び課題の認識の共有並びに必要な助言を行うことを目的として、令和元年度までの3年間で47都道府県を一巡しました。

令和元年度の本検討会において、「更なるステップとして、都道府県及び消防本部が認識した各地域における課題や問題点への対応策について継続したサポートが必要である」と提言されたことを受け、令和2年以降も継続してフォローアップ調査を行うこととしました。

令和2年度から行うフォローアップ調査は、その内容をより効果的なものとするため、実施方法について、各都道府県への訪問を3年に1回から4年に1回とすること、個別訪問時のヒアリングについては、都道府

県との連携を継続しつつ、各地域における課題をより深く理解するために、消防庁が主体的に実施することといった点等を変更して実施することとしており、各地域における救急業務の円滑な推進に資するための必要な助言を行っていきます。

### イ 救急安心センター事業 (#7119) 担当者及び普及促進アドバイザー連絡会

各実施団体における#7119やアドバイザーの現状や課題の共有、さらには実施団体間の連携を深めることを目的として、平成29年度から連絡会を設置し、これまで医療機関の負担軽減効果や相談ごとに取得する情報の整理、事業の検証体制及び事業効果の算定等について検討を行ってきました。

令和2年度は、これまでの連絡会における検討経過及び#7119の全国展開に向けた検討部会における検討を踏まえ、事業の質の維持・向上や実施団体における事業効果などを中心に検討を行う予定としています。

## おわりに

令和2年度救急業務のあり方に関する検討会の開催スケジュールは図2のとおりです。

年度末の報告書発出に向け、引き続き精力的に議論を行っていきます。

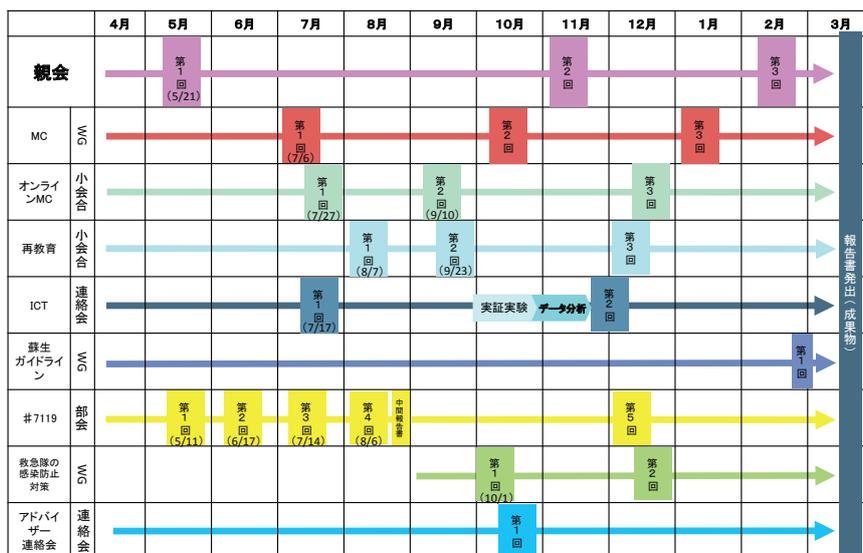


図2 令和2年度救急業務のあり方に関する検討会 検討スケジュール (案)

### 問合わせ先

消防庁救急企画室  
TEL: 03-5253-7529

# 緊急消防援助隊情報

## 令和2年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について

### 広域応援室

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年6月に創設され、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、25年間で計41の災害に出動し、国民の期待に応えるべく、活動してきたところです。

消防庁では、平成8年度から全国を6ブロックに分け、緊急消防援助隊の消火・救急・救助技術や指揮・連携活動能力等の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施しています。

訓練の実施に際しては、実災害における教訓等を踏まえて通知した「令和2年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項について」（令和2年2月28日付け消防広第33号）の重点推進事項から、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、次のとおり訓練内容を一部変更しています。

- (1) 都道府県をまたいだ大規模な部隊進出、部隊運用訓練及び宿営訓練は中止する。ただし、ブロックによって当該感染症対策を徹底した小規模な実動訓練は実施可能とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策を講じた災害対策本部、消防応援活動調整本部等運営訓練の実施及び運営体制や手法の検証を行う。

### 1. 実施日及び実施場所

ブロック	実施日	主な実施場所
北海道東北	10月3日(土)	宮城県庁
関東	実施予定なし※1	
中部	9月1日(火)	愛知県庁
近畿	11月8日(日)	徳島県庁
中国・四国	11月14日(土)	山口県庁
九州	10月31日(土)※2	熊本県庁※2

※1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催予定年であったため、令和2年度は実施しないこととしていた。

※2 令和2年7月豪雨の影響により、開催可否について検討中であり、延期又は中止となる可能性がある（令和2年9月30日時点）。

### 2. 主な訓練内容

#### (1) 消防応援活動調整本部等設置運営訓練

受援都道府県は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、災害対策本部及び消防応援活動調整本部を設置して、緊急消防援助隊の応援要請等に係る情報伝達訓練や緊急消防援助隊の受入れを行います。

また、一部の地域ブロックにおいて、被災地消防本部には、指揮本部及び指揮支援本部を設置して、被害状況の把握や、都道府県への被害状況の報告等を行います。

すべての地域ブロックにおいて、ブラインド型（訓練内容を事前に訓練参加者に知らせない）ロールプレイング方式により図上訓練を実施します。



令和元年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練  
消防応援活動調整本部設置・運営訓練（福井県庁）

#### (2) 参集訓練及び受援対応訓練

指揮支援部隊は、ヘリコプターにより受援都道府県庁又は被災地消防本部へ参集する訓練を実施します。そのため、受援側では、指揮支援部隊をヘリコプターの着陸場所から受援都道府県庁又は被災地消防本部まで送迎する等の受援対応訓練を行います。

統合機動部隊及び都道府県大隊は、都道府県が定める応援計画等に基づき、被災地へ迅速に参集するため、当該計画の実効性等を検証します。



### (3) 部隊運用訓練

新型コロナウイルス感染症対策を徹底した小規模な実動訓練が実施可能と判断した地域ブロックでは、被災地入りした緊急消防援助隊が、小規模ながら指揮支援部隊の管理の下、自衛隊、警察、DMA T等の関係機関との連携、大規模地震をはじめ、過去の災害を踏まえた実践的な訓練を実施します。

また、一部の地域ブロックにおいて、消防庁から無償使用制度により貸与した水陸両用車や重機等の特殊車両の災害対応力についても検証します。



令和元年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練  
瓦礫下(暗渠)救出訓練(宮崎県高原町)



令和元年度緊急消防援助隊近畿ブロック合同訓練  
大規模危険物火災消火訓練(三重県松阪市)

### (4) 後方支援活動訓練

新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、当該訓練を実施できると判断した地域ブロックにおいては、実際に宿営は行いませんが、拠点機能形成車、支援車I型等の消防庁無償使用車両を活用するほか、宿営場所の付帯施設を有効活用した、小規模な後方支援活動訓練を実施します。また、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した宿営環境の設営訓練を実施します。



令和元年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練  
後方支援活動訓練(宮崎県高原町)

### 3. おわりに

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した環境下における、受援都道府県及び被災地消防本部の受援力の強化を図るとともに、近年発生した災害を踏まえた実践的な訓練による災害対応力の更なる強化を目的としています。

また、訓練終了後には検証会を実施して、訓練で得られた奏功事例や課題等を踏まえ、緊急消防援助隊の応受援体制の更なる充実強化につながるよう取り組んでまいります。

最後に、今年度の緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の開催にあたり、多大な御協力を頂戴しております開催県、開催市町村及び消防本部、訓練参加消防本部並びに関係機関の皆様へ心より感謝申し上げます。

#### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7527 (直通)

# 先進事例 紹介

## 違反是正特別支援員制度の発足

### はじめに

当組合は、宮城県の最南部に位置し、白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町の2市7町で構成されており、人口約17万8千人を管轄しています。

河川は、東部を流れる阿武隈川と蔵王連峰から流れる白石川が平野部の農耕地を潤し、北部には仙台市の上水道の源となる釜房湖をもつ碓石川が流れています。

地勢は、圏域西部一帯の標高が高く、奥羽山脈蔵王連峰の熊野岳（標高1,841m）が主峰であり、東に向かってなだらかな丘陵地帯が広がる一方で、東部及び南部は阿武隈山地に囲まれ、それぞれの丘陵地帯をぬって流れる阿武隈川及び白石川の流域には盆地が形成されています。

白石川堤防沿いの「一目千本桜」は桜名所百選にも選ばれ、春には、全国から大勢の観光客が訪れます。また、蔵王連峰の中央部で最も標高が高いエリアには、火口湖で有名な「御釜」があり、季節を問わず観光スポットとなっています。



白石市内にある「白石城」は、伊達政宗の右腕であった片倉小十郎景綱の居城として知られています。毎年秋には、「鬼小十郎まつり」が開催され、メインイベントの「片倉軍VS真田軍決戦・大坂夏の陣～道明寺の戦い～」では、白石城主二代目片倉小十郎重長の大坂夏の陣における活躍を、一般から募集したエキストラによる合戦シーンなどで再現します。当消防本部の救助隊も、「真

## 仙南地域広域行政事務組合消防本部(宮城県)

田忍者隊」として出演していますので、機会があれば、片倉軍、真田軍双方の武者がぶつかる勇壮な合戦シーンを是非ご覧ください。



### 消防本部の組織

当消防本部は、1本部・4署・5出張所の職員233名で組織され、2交替制を敷いています。

### 予防業務体制

当消防本部の予防体制は、消防本部に予防課があり、次長兼予防課長のほか、課長補佐と危険物係長、予防係長の4名体制で予防行政全般及び外郭団体の運用を行っています。

消防署の予防体制は、各消防署・出張所において、隔日勤務の予防係が、火災・救助・救急等の災害業務を兼務しながら、消防用設備規制や消防同意、危険物規制、火薬類取締法規制、液化石油ガス関係、各種届出処理、特別査察の実施、婦人防火クラブや危険物安全協会等の事務処理を行っています。その他、災害出動はもちろんのこと、指揮隊運用訓練、救助技術指導会、毎月の救助隊合同訓練、救急訓練（PA連携）、火災対応訓練等業務を行っています。

管轄面積が1551.40平方キロメートルと非常に広く、9つの各署所で予防事務処理を行っています。各署所に予防係の日勤者や専従員は配置していません。予防査察については、勤務日の他、非番日や週休日で救助隊、警防隊、救命士、総務係問わず実施しています。

## 違反是正支援アドバイザー制度

東京都新宿区歌舞伎町の雑居ビル火災（平成13年9月、死者44名）や、兵庫県宝塚市のカラオケボックス火災（平成19年1月、死者3名）や、大阪市浪速区の個室ビデオ店火災（平成20年10月、死者1名）、群馬県渋川市の老人ホーム火災（平成21年3月、死者10名）など、多数の人的被害を伴う火災が発生している中で、それらの緊急調査等の結果では、依然として消防法令違反の建築物が散見され、是正状況にも地域差が認められているような状況でありました。特に、違反対象物に対する措置命令の発動は、職員数1,000名以上の大規模な消防本部に偏っている状況でした。

こうした地域差を解消し、全国的な違反是正の取組を進めていくために、総務省消防庁では、平成22年に「違反是正支援アドバイザー制度」を発足させ、各消防本部等からの依頼に基づき、違反処理事務等を支援するため、違反是正に関して豊富な知識・経験を有する消防職員を違反是正支援アドバイザーとして派遣する事業を開始しました。

また、平成28年5月に開催された全国消防長会予防委員会においては、「違反是正支援アドバイザー制度の充実・強化」について要望がなされたことを踏まえ、都道府県違反是正支援アドバイザー（以下「都道府県アドバイザー」という。）又は全国違反是正支援アドバイザーを各都道府県に配置することとなりました。当消防本部においては、平成29年度から宮城県の都道府県アドバイザー本部となり、各地域の消防本部への支援を行っています。

## 組織の課題

都道府県アドバイザーについては、宮城県総務部消防課からの推薦により、総務省消防庁から委嘱されているものであり、都道府県アドバイザーとなっている職員は、宮城県内のみならず、東北各地、全国の消防本部から、違反処理についての意見や見解を求められています。その意見や見解については、経験があつて初めて説得力を有する現実的なものとなります。

都道府県アドバイザーの活動としては、当消防本部内で、都道府県アドバイザーが中心となって違反処理を行ったり、違反処理の協議会で意見を伝えたり、他消防本部へ講師として派遣しているところですが、「具体的な方策の助言」など違反是正支援アドバイザーの本来の

趣旨を達成するためには、今後、さらなる能力向上を図る必要があります。

また、新たな職員が都道府県アドバイザーとなった場合、当消防本部では、違反処理の実績としては消防法第17条の4の命令が主であり、消防法第5条関係や告発、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟、行政不服審査法に基づく審査請求に関する助言等を求められたときに、違反是正支援アドバイザーとしての的確な助言ができるのかが不安であるとの声がありました。

仮にそれまで違反処理等の業務に従事していたとしても、他の消防本部にアドバイスすることに対する経験が少ないことから、精神的負担が増加すると思慮され、都道府県アドバイザーへの意欲や意思はあっても、経験不足、知識不足が都道府県アドバイザー育成を阻害する状態となっていました。

## 効果と展望

現在の当消防本部における予防業務体制のように、自署のみの違反処理事案だけでは、経験不足や知識不足を解消することはできません。

そのような経験・知識不足を解消するため、違反是正特別支援員（以下「特別支援員」という。）制度を創設し、自署のみならず、署々間の垣根を越えて、特別支援員を様々な違反処理案件や特別査察に積極的に派遣し、違反処理の経験を積ませることにより、経験や知識不足の解消に努めます。

また、定期的に特別支援員会議や研修を開催することにより、違反処理において困難であった事案の共有、奏功や失敗事例など、より深い知識や技術を身に付けることが可能になります。

特別支援員を都道府県アドバイザーの予備軍として位置付けし、現在の都道府県アドバイザーから助言や指導を受けながら、数年間、都道府県アドバイザーとしての準備期間を設けることにより、知識や経験不足への不安を解消させ、今後の都道府県アドバイザーの養成が円滑なものとなることでしょう。

さらには、そのような特別支援員経験者が各署所に増加することにより、当消防本部としての違反処理の基礎、土台が固まり、現代から未来への「知識、技術の伝承」となって当消防本部の組織の底上げとなると考えています。

そのような期待を胸に、この制度を発足させました。

## 違反是正特別支援員の任命

仙南地域広域行政事務組合消防本部違反是正特別支援員制度要綱を令和2年3月17日に公布し、令和2年4月1日に施行となりました。令和2年4月14日には任命式を行い、各署長から推薦された職員6名（消防司令補3名、消防士長3名）を、初代「違反是正特別支援員」として任命しました。



## 違反是正特別支援員の任務

### 【心得】

特別支援員の大前提として、各署所における違反処理の主体は各署所の予防担当者であり、リーダーは各署所の主幹、係長であること。方針決定については、各所属長が決定権者であることから、担当署所の主幹、係長を通して、所属長が決定すること。

各支援員は、違反処理全般について、担当署所の意見を尊重しながら、意見や助言等の発言を行うこと。

### 【具体的任務】

1 自署所管内の違反対象物の洗い出し（重大違反以外の違反も含む。）

重大違反については、フォローアップ調査等で把握できているが、重大違反以外の違反（一部未設置、一部機能不良、防火管理違反等）について、違反の現状を把握し、消防本部予防課へ報告すること。

2 自署所管内における法令違反の管理

1で洗い出した法令違反対象物及び重大違反対象物について優先順位を定め、違反の是正に向かうよう指導状況等を管理し、是正が停滞するようであれば、積極的に違反処理へ移行するよう各署所の主幹、係長へ「相談」すること。

3 自署所管内の職員へのフィードバック

特別支援員は、違反処理事案の派遣や都道府県アドバイザーによる研修を受けて、学び得た知識や技術を自管内の職員へ定期的にフィードバック（研修や書面報

告等）を行うこと。

4 特別支援員の活動状況の可視化として、毎月、消防長にその活動報告を提出すること。

全国の消防本部では、「特別査察隊」のように、その分野に特化した職員を設置しているところがありますが、特別査察隊等は、その査察隊が主体となって違反処理を実施します。

その一方で、当消防本部においては、予防専従員という職員は配置しておらず、災害活動はもちろんのこと、救助業務、救急業務等を兼務しながら、隔日勤務で予防業務を遂行しています。そのため、都道府県アドバイザーや消防本部予防課による専従的な違反処理ではなく、「誰でもできる」違反処理体制の構築を目指しています。「特別支援員」は、管轄署所を違反処理の主体とすることを崩さず、それを支援（研修）しながら、違反是正アドバイザーとしての知識、技術を向上させていき、自署管内の職員にアウトプットしていくものです。このような制度については、全国でもあまり聞いたことはなく、まさに「仙南style」と呼べるものでしょう。



## 未来への伝承と使命

違反処理については、消防法のみならず、行政手続法や行政不服審査法、行政事件訴訟法など、様々な関係法令の精査が必要であり、対象事案を経験することにより、その知識や技術を習得していけるものです。

政令指定都市や中規模消防本部においては、違反処理は継続的に行われていることでしょう。しかし、当消防本部にとっては、各署所に日勤者もおらず、専門性もない中、また、他業務との兼ね合いで限られた時間の中で、高度な法律知識を必要とする違反処理業務を継続させるというのは、決して容易なことではありません。

そのような中で、当消防本部の違反処理体制が「当たり前」になったのは、階級を問わず、予防係全員で、その違反処理案件ごとに、みんなで考え、討論し、意見を出し合うことにあります。消防本部予防課や都道府県アドバイザー主体のトップダウンでは、職員は消防本部予防課任せで成長を阻害します。当消防本部の予防力、違反処理力が強化された要因は「組織全体で考える」という環境変化にあると確信しています。

「階級の垣根を越えて、意志や意見が飛び交い、反映される気風」。組織は「人」が育たなければ発展、成長はありません。人を「育てる」のではなく、人が「育つ」職場を創ることこそが、組織に根付く要因であると感じています。都道府県アドバイザーや違反是正支援員を中心に、活発な意見のぶつけ合い、闘論をしていきます。御承知のとおり、「火災予防」は火災発生危険を未然に防ぎよし、火災による死者を防ぐ最大の「人命救助」であることは間違いありません。放火や漏電など、故意性もなく、どこから発生するかわからない現代の火災に対し、「火災をゼロにする」というのは“おとぎ話”です。やはり火災が発生しても死者を出さない等「被害を最小限にする」ための消防用設備等であり、「火災発生のリスクを最小限に減らす」ための防火管理なのでしょう。また、札幌江戸城火災や新宿歌舞伎町火災を繰り返さないことや火災による死者を発生させないことは戦争を繰り返さないのと同じです。火災事例こそが、最大の「教訓」であり、その「教訓」を現代に伝えていくことも、消防責任としての使命なのです。それが過去の火災での犠牲者との約束であり、被害者の願いでしょう。それでも過去の火災事例は知られていないことが多く、消防職員でさえ知らないこともあります。過去の歴史から学んだ「教訓」を無駄にせず、違反是正という住民との最低限の約束を果たすためにも、過去の

火災事例等の伝達も含めて「違反是正」だという強い使命感の下に活動していきたいと考えています。



## おわりに

近年の予防行政においては、技術革新による機器の開発や社会情勢の変化による火災被害の発生によって、規制や技術基準はめまぐるしく変化しています。予防消防はその変化に機敏に対応し、業務を適正に、かつ効率的に執行していくことが求められています。

予防行政は法令による規制です。「訴訟」や「賠償責任」と常に背中合わせであることは間違いありません。10年前と現在の「消防基本六法」（東京法令出版）の厚さを比べても、その差は歴然としています。予防担当者が扱う業務量は膨大化しているのに、予防担当者の数や体制は10年前と変わらないとなると、10年後の予防行政の未来は崩壊していくのではないかと危惧してしまいます。そう考えさせられるくらいの法令改正が、現在の予防行政において現実に行われています。現在の予防人員で、「予防行政力」を低下させないためには、担当職員の「質」を高め、業務量を精査し、日本全体として予防行政執行体制の足腰強化を図るしかないのではないかと感じます。

当消防本部においては、救助隊や警防隊、救急隊を兼務しながら予防業務を精一杯行っている職員が大勢います。このカテゴリーの中で戦っている職員に対し、「やりがい」や「魅力」を見出す環境を創り、未来の予防行政を担う担当職員が、消防法令を適切に執行できるための「教育」や「手段の整備」、そして「予防業務への興味・関心」を持つてもらうことが、「予防行政力」の向上において、今後ますます重要になっていくのだと肝に銘じ、「仙南style」を切り拓いていきます。

## 東日本豪雨を経て

---

台風19号の上陸に伴い、令和元年10月12日から13日にかけて記録的な大雨をもたらし、各地で河川の氾濫や土砂災害が相次ぎました。特に丸森町においては、広範囲にわたる浸水で甚大な被害をもたらし、多くの尊い命を奪い、また、ライフラインや交通、通信手段の途絶、市町をはじめ、行政機能や防災機能の崩壊など、想像を絶する壊滅的な被害を受けました。

このような状況の中で、宮城県広域消防相互応援協定に基づく応援隊や緊急消防援助隊の方々には、発災直後からいち早く被災地に入り、人命救助や行方不明者の捜索、遺体の収容、負傷者の救急搬送、道路啓開、被災者の生活支援、困難な作業等たくさんのご支援と善意をいただきました。この各地からの「消防魂」と、日本人の根底にある「思いやり」「助け合いの心」は生涯忘れることはありません。この場をお借りして御礼申し上げます。ありがとうございました。(予防課 武田充弘)

## 未来の消防士へ『エール』 インターンシップを開催

福島市消防本部

福島市消防本部では、消防士の仕事について理解を深めていただくため、8月20日（木）、21日（金）の2日間、高校生以上を対象にインターンシップを開催しました。

消防士の仕事についての説明や、放水・煙体験を実施したほか、女性限定回を設け、実際に働く女性職員との座談会も行いました。

参加者からは「実際に見たり体験したことで、より消防士になりたいと思うことができました」などの感想をいただき、消防の魅力を知ってもらえる良い機会となりました。



## 耐熱熱気訓練を実施

海老名市消防本部

令和2年8月7日、18日及び9月1日に海老名市消防署南分署において耐熱熱気訓練を実施しました。同訓練は、建物火災を想定した高温環境下での訓練を実施することにより、隊員のヒートストレスの体感及び内部進入要領の習熟を図ることを目的に、現場経験の少ない若手職員を中心に行いました。

訓練当日は猛暑日ということもあり、熱中症対策としてクールベストを使用し、訓練前後の隊員の体温測定を行い、体調管理に留意しました。



# 消防通信 望楼 ぼうろう

## 「通信勤務経験者に対する実務研修」を実施

西宮市消防局

西宮市消防局では、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、通信指令員が万一罹患等により出勤できなくなった場合を想定し、消防局内の通信指令業務経験者に対して実務研修を実施しています。

この研修により、119番通報受信から出動指令までの流れと機器操作の確認を改めて行うことで、非常時における通信指令員の代替要員を広く確保しています。

今後も感染症対策を徹底するとともに、業務継続性の確保のため、必要な措置を講じていきます。



## 他機関と連携した山岳救助訓練を実施

美作市消防本部

美作消防本部では、8月25日・26日の2日間、美作市後山にある船木山（標高1334m）において、山岳救助訓練を実施しました。

25日は岡山県消防防災航空隊と、26日は市役所職員と美作警察署員と連携し訓練を行いました。

近年、登山者が増加傾向であり、美作市の山々も例外なく増えています。

この訓練を通して、船木山についての知識の上進、他機関との連携を強化し、消防力の向上を図ることができました。





# 消防大学校だより

## 危険物科における教育訓練 ～禁水性物質の発火を含む危険物の性状の実験～

消防大学校では、専科教育において、危険物保安業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、危険物保安業務の教育指導者等としての資質を向上させることを目的に「危険物科」を設置しています。令和2年度は6月23日から7月22日まで開講しました。

座学（講義）では、最新の危険物行政の動向や法制、材料工学や土木工学、過去の事故事例等について学び、校外研修では、株式会社ENEOS根岸製油所で石油コンビナート、タツノ株式会社横浜工場で給油取扱所に関する展示館視察を行い、危険物施設の設計に係る知見を深めました。

また、腐食・防食と燃焼理論の講義では、実験を交えて性状変化の観察を行いました。

危険物火災や漏洩事故は施設の老朽化とも相まって毎年一定程度が発生しており、危険物科のカリキュラムの充実のため実体験に力を入れているところですが、今回は初めて禁水性物質の発火実験を行いましたのでご紹介します。

燃焼理論では消防研究センター尾川主任研究官指導のもと、危険物第1類から第6類までを用いて、講義と実験が行われました。

物質の燃焼や化学反応には様々な条件や状態があることを通じて、危険物規制の趣旨や危険物が存在する状況での消防活動への理解を深めることを目的に行っています。

実験で扱う少量の危険物でも、激しい反応が起こることを体験します。

実験にあたり、新型コロナウイルスの感染に留意して席の配置や換気・空気の流動への影響、試薬の配布などの手順面と各自フェイスシールドの一部活用、マスク、ゴーグルなど装備面の検討を行い、感染防止と安全に配慮して実施しました。

今回は、以前から要望のあった禁水性物質の発火実験を追加しました。風水害や地震発生時における危険物施設の安全に懸念があるなか、講師の実演を食い入るように見る入校生の様子から関心の高さが伺えました。「現場対応に役立つ」「消防大学校でしか経験できない貴重な経験」との感想が寄せられました。



フェイスシールドを着用しての実験



実験中の様子①



いったん危険物火災や漏洩事故が発生したならば、研究機関と協力しての原因調査や場合によっては即時に行政処分をすすめることにもなります。ここで学んだ知識や技術が、規制審査事務のほか今後の警防活動や研修で広く活用されることを期待しています。



実験中の様子②



実験中の様子②

問い合わせ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712



# 最近の報道発表 (令和2年8月25日～令和2年9月24日)

## <総務課>

2.9.2	令和2年防災功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）	令和2年防災功労者内閣総理大臣表彰（消防関係）受賞者は、40団体になります。（詳細はHP参照。）
-------	-------------------------	--------------------------------------------------

## <救急企画室>

2.8.26	令和2年7月の熱中症による救急搬送状況	熱中症による救急搬送人員について、令和2年7月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。
2.9.1	令和2年度「救急の日」及び「救急医療週間」	<p>「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められ、以来、9月9日を「救急の日」、この日を含む一週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。</p> <p>期間中、全国各地において、消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、公益社団法人日本医師会、一般社団法人日本救急医学会、その他関係機関の協力により、各種行事が開催されます。</p> <p>今年度の行事等の実施に当たっては、現下の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、実技や実演などの対面、集合を伴うものについては、人数を制限する、延期を検討するなど、感染拡大の防止に留意した上で、地域の実情に応じた対応をとるよう関係機関に求めています。</p> <p>消防庁では、9月9日に「救急功労者表彰式」の開催を予定しております。また、救急医療週間には、「電車の中吊り広告」を活用した普及啓発を行います。</p>

## <予防課>

2.8.27	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見公募の結果及び改正省令の公布	消防庁は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）の内容について、令和2年7月2日から令和2年7月31日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、3件の御意見がございました。この結果を踏まえて、本日、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」を公布しましたのでお知らせします。
2.8.28	「住宅防火・防災キャンペーン」の実施 敬老の日に「火の用心」の贈り物	近年の住宅火災による死者数は1,000人前後の高い水準で推移しており、このうち65歳以上の高齢者が約7割を占めています。高齢化の進展とともに、住宅火災による死者のうち高齢者の占める割合が増加していることから、消防庁では、「敬老の日に「火の用心」の贈り物」をキャッチフレーズに、改めて高齢者に火災予防を注意喚起するとともに、高齢者に住宅用防災機器等をプレゼントすることを呼びかける「住宅防火・防災キャンペーン」を実施します。
2.8.28	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（令和2年7月1日時点）	消防法により設置が義務付けられている住宅用火災警報器の設置率等について、令和2年7月1日時点での調査結果をまとめました。（都道府県別等の結果は、別添1、2参照）消防庁では、今後も未設置世帯に対する設置の働きかけや住宅用火災警報器の維持管理・交換に関する広報を行ってまいります。
2.9.4	DIC株式会社が受けた型式承認の失効に係る聴聞の開催について	消防庁は、DIC株式会社（以下「DIC」という。）が受けた型式承認（平成25年4月11日付け消防許第211号。型式番号：泡第25～1号）の効力を失わせるに当たり、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項第1号イの規定に基づき、DICを当事者とする聴聞を下記のとおり行います。

## <広域応援室>

2.8.25	令和2年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施	<p>緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に平成7年6月に創設され、平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、25年間で計41の災害に出動し、国民の期待に応えるべく、活動してきたところです。</p> <p>消防庁では、平成8年度から全国を6ブロックに分け、緊急消防援助隊の消火・救助技術や指揮・連携活動能力等の向上を図るため、都道府県及び市町村の協力を得て緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施しています。</p> <p>令和2年度は、9月～11月の間に、全国5箇所で開催します。</p>
--------	---------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



## 最近の通知 (令和2年8月25日～令和2年9月24日)

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防予第311号	令和2年9月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁予防課長	「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について(通知)
消防予第310号	令和2年9月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁予防課長	改正火災予防条例(例)の運用について(通知)
消防危第231号	令和2年9月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各政令市消防長	消防庁危険物保安室長	移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施について
消防予第314号	令和2年9月18日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	畜舎に係る消防法施行令第32条の適用事例の報告について(依頼)
事務連絡	令和2年9月18日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・政令指定都市消防本部	消防庁予防課	ガス・石油燃焼機器安全啓発チラシの送付について
消防予第305号	令和2年9月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	重大な消防法令違反対象物の措置状況等に係る調査結果について(通知)
事務連絡	令和2年9月16日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた指針」について(情報提供)
事務連絡	令和2年9月16日	各都道府県消防防災主管部局	消防庁消防・救急課 消防庁地域防災室 消防庁広域応援室	「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について(関係省庁申し合わせ)」について(情報提供)
事務連絡	令和2年9月15日	各都道府県消防防災主管部(局)	消防庁救急企画室	大学病院に対する救急隊員へのPCR検査実施の依頼等について(周知)
事務連絡	令和2年9月14日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について
消防災第158号	令和2年9月10日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	令和2年度市町村長の災害対応力強化のための研修の開催及び受講者の募集について
消防危第223号	令和2年9月9日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件及び石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件の施行について
消防特第121号 2 高圧第9号	令和2年9月9日	関係都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長 経済産業省産業保安グループ 高圧ガス保安室長	石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について(通知)
事務連絡	令和2年9月7日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県消防防災主管部局	消防庁国民保護・防災部防災課長 消防・救急課救急企画室長	大規模停電下における熱中症の予防対策について
消防予第278号 消防危第225号	令和2年9月7日	関係県消防防災主管部長 関係政令市消防長	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	風水害に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について
消防危第224号	令和2年9月7日	関係県消防防災主管部長 関係政令市消防長	消防庁危険物保安室長	令和2年台風第10号に対応した危険物関係法令の運用について
府政防第1482号 消防災第156号 健康発0907第3号 環自総発第2009071号	令和2年9月7日	各都道府県 保健所設置市 特別区	防災担当主幹部(局)長 衛生主幹部(局)長 観光担当部(局)長	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当) 消防庁国民保護・防災部防災課長 厚生労働省健康局結核感染症課長 環境省自然環境局総務課長
消防予第264号	令和2年9月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置状況等調査結果(令和2年7月1日時点)について
事務連絡	令和2年9月3日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課	台風第10号に伴う通電火災対策の徹底について
事務連絡	令和2年9月3日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	飛沫防止用のシート設置に係るリーフレットの作成について
消防消第214号	令和2年9月1日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長	令和元年度における消防職員委員会の運営状況及び令和2年度における消防職員委員会の運営に関する留意事項について
事務連絡	令和2年8月31日	各都道府県消防防災主管部(局) 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課	新型コロナウイルス感染症への対応について(情報提供)
事務連絡	令和2年8月28日	各都道府県消防防災主管課	消防庁国民保護・防災部地域防災室	郵便法施行規則の一部を改正する省令について(情報提供)
事務連絡	令和2年8月28日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁危険物保安室	消毒用アルコールの容器に係る適正な表示について
消防予第226号	令和2年8月27日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について(通知)
消防予第251号	令和2年8月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課	「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」の周知等について

通知等



## 広報テーマ

10 月		11 月	
①ガス機器による火災及びガス事故の防止	予防課	①秋季全国火災予防運動	予防課
②住宅用火災警報器の設置率等の調査結果	予防課	②津波による被害の防止	防災課
③危険物施設等における事故防止	危険物保安室	③女性防火クラブ活動の理解と参加の呼び掛け	地域防災室
④消防の国際協力に対する理解の推進	参事官	④正しい119番通報要領の呼び掛け 《11月9日は「119番の日」》	防災情報室



## 2021年度「全国統一防火標語」の募集について

### 消防庁予防課

消防庁では、家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、9月14日(月)から一般社団法人日本損害保険協会と共催で2021年度の「全国統一防火標語」を募集しています。

入選作品は、消防庁の後援により同協会が制作する約20万枚の防火ポスターに採用し、当該ポスターは全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、防火意識の啓発・PR等に活用されます。

本標語募集は1965年度の募集から数えて、今回で56回目を迎えます。

消防庁の統計によると、2019年中の火災発生件数は37,538件（前年比443件減）、総死者数は1,477人（前年比50人増）と、多くの被害・犠牲者が出ています。また、火災発生件数を出火原因別にみると、たばこ・たき火・こんろなどの火の不始末など、日常生活での不注意が招いた火災が上位を占めています。

火災の恐ろしさ、防火の大切さ、防火のポイントや手法などを簡潔に表現した斬新な作品をお待ちしています。

※火災件数等にあつては概数値

#### 【募集期間】

2020年9月14日(月)から12月6日(日)

#### 【応募方法】

パソコン・スマートフォン(一般社団法人 日本損害保険協会応募フォーム)から応募

応募フォームURL：<https://boukahyougo.jp/>

※特設サイトから、お一人様何作品でもご応募いただけます。

(1回にご応募いただける標語は1作品です。電話やはがきによる応募等は無効です。)

#### 【発表】

2021年3月下旬に、一般社団法人日本損害保険協会ホームページで、入選・佳作作品および入選・佳作入賞者を発表



2020年度防火ポスターモデル  
白石 聖さん



## 消防防災分野の国際協力について

### 参事官付

開発途上国では、経済発展・都市化が進む中、これまで以上に高度な消防防災体制の構築が必要とされています。これに伴い、我が国の消防防災の知見、技術等を学び、取り入れたいという諸外国からのニーズも拡大しています。

消防庁では、このようなニーズに対応するため、消防本部、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）等と連携・協力をしつつ、消防防災分野の国際協力を積極的に実施しています。以下、消防庁が行っている主な国際協力事業を紹介します。

#### 【国際消防防災フォーラム】

アジア圏内の国を主な対象として、平成19年度から「国際消防防災フォーラム」を開催しています。これは、我が国の消防技術、制度等を広く紹介し、開催国の消防防災能力の向上を図ることを目指すものです。令和元年度は、タイにおいて同国の内務省防災局との共催で実施し、タイ側の要望等に応じて、我が国の消防における先進的な取組み、消防団制度、火災予防制度、消防設備等の規格・認証制度等を紹介しました。

また、本フォーラムを消防防災インフラシステムの海外展開を推進する場としても活用すべく、日本企業による消防用機器等の紹介や展示の場を設けました。会場には、同国の消防防災関係者が多数集い、日本企業からの製品説明に熱心に聞き入っていました。



国際消防防災フォーラム（令和2年2月タイ）



国際消防防災フォーラムの場で日本企業が自社の製品を紹介（令和2年2月タイ）

#### 【開発途上国等への技術協力】

JICAと連携し、諸外国の消防士等を対象に消防本部の協力の下で課題別研修及び国別研修を行っています。研修員は、数週間から数ヶ月にわたって、日本の消防防災に関する知識や技術を身につけ、自国の消防防災能力の向上に役立っています。

##### ・課題別研修

課題別研修として、昭和62年度から「救急救助技術」研修、昭和63年度から「消防・防災」研修（平成25年度までは「消火技術」研修として実施）を実施しています。



救急救助技術研修（大阪市消防局提供）



消防・防災研修（北九州市消防局提供）

「救急救助技術」研修は大阪市消防局において実施しており、これまでに73か国291名の研修員を受け入れています。また、「消防・防災」研修は北九州市消防局において実施しており、これまでに84か国283名の研修員を受け入れています。それぞれの研修では、規律訓練、訓練礼式等の基礎訓練から、実災害を想定した消火訓練や救助訓練まで幅広い分野の訓練を約2か月間、実施しています。

#### ・国別研修

開発途上国からの個別の要請に基づき実施する国別研修では、これまでベトナム（平成21年度～平成23年度）、中国（平成21年度～平成24年度）、イラン（平成24年度～平成26年度）などの国々へ研修を実施してきました。近年では、平成26年度から平成29年度までマレーシアに対して、「消防行政能力向上プロジェクト」を実施しています。また、今後は、ミャンマーに対して、救助と予防に関する研修を実施する予定です。

#### 【海外の消防防災関係者への情報提供等】

隣国である韓国の消防機関と相互理解を図り、連携・協力を推進することを目的として「日韓消防行政セミナー」を開催しています。最近では、平成30年度に韓国セジョン特別自治市において、大規模な火災や災害対応について情報交換が行われました。

また、各国大使館、JICA、外務省等の協力依頼に基づき、諸外国からの消防防災、危機管理分野等の関係者の訪問を受け入れ、それぞれの要望に応じた情報提供、関連施設の視察等を実施しています。令和元年度は、チリやオーストラリア、ブラジルの消防防災関係者に対して、日本の消防防災制度等をレクチャーしました。

#### 【国際緊急援助活動】

国際消防救助隊（IRT）は、海外で大規模災害が発生した際、被災国からの要請に応じ派遣される国際緊急援助隊の一員であり、派遣実績は、昭和61年の発足以来、21回を数えます。

消防庁では、今後の派遣に備えるため、国際緊急援助隊の一員となりうる消防本部の救助隊員を対象として、捜索救助に関する国際的なガイドラインや技術に関する研修を実施しており、海外被災地での救助活動において求められる知識、技術（手法）及びチームビルディング（連携）の向上を図っています。

なお、我が国の国際緊急援助隊救助チームは、平成22年3月に国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）による能力評価において、最高分類である「Heavy（ヘビー）」の評価を受けました。その後、平成27年3月に更新評価を受検し、再び「Heavy（ヘビー）」の評価を受けており、派遣時の一層の活躍が期待されています。

国際協力を積極的かつ継続的に実施するためには、消防本部をはじめ、関係機関との連携が不可欠です。関係者の皆様には、消防防災分野における国際協力へのご理解とご協力を引き続きお願いいたします。



メキシコ地震の際の捜索救助活動（平成29年9月JICA提供）



# 第68回全国消防技術者会議のオンライン開催について

## 消防研究センター

消防研究センターでは、毎年、全国の消防の技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、参加する他の発表者や聴講者と討論を行う「全国消防技術者会議」を開催しています。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策の状況に鑑み、下記のとおり、オンラインにて開催することといたしました。詳細については、消防研究センターのホームページでお知らせします。皆様のご参加をお待ちしております。

### 記

- 1 開催日 令和2年11月26日(木)
- 2 場所 オンラインにて開催
- 3 定員 1000人を予定(参加費無料)
- 4 内容
  - 特別講演
    - ・講師：大宮 喜文(東京理科大学教授)
    - ・演題：「過去から令和の時代の建築防火を考える」
  - 研究発表  
「令和2年度消防防災科学技術賞」の受賞者及び消防研究センター職員による発表
- 5 プログラム 消防研究センターのホームページ(<http://nrifd.fdma.go.jp/>)をご覧ください(「イベント情報」の欄の「【技術】第68回全国消防技術者会議」のリンクをクリック)。逐次詳細なものに更新します。
- 6 参加申込み方法 消防研究センターのホームページから、申込専用サイトにアクセスし、必要事項を入力してください。申込みを取り消す場合又は申込み内容を変更する場合にも、このサイトをご利用ください。  
  
なお、上記の方法が難しい場合は、メールでお問い合わせください。
- 7 申込専用サイト開設期間 10月1日(木)～11月12日(木)まで
- 8 問い合わせ先 消防庁 消防研究センター 研究企画室  
〒182-8508 東京都調布市深大寺東町4-35-3  
TEL:0422-44-8331 FAX:020-4624-3868  
E-mail: 68\_gijutsusha@fri.go.jp



2020年度  
全国統一防火標語

# その火事を 防ぐあなたに 金メダル

大規模地震による  
広域火災にも、  
日常からしっかりと  
備えましょう。

白石 聖

一般社団法人  
日本損害保険協会

一般社団法人 日本損害保険協会 会員会社(2020年4月1日現在)

あいおいニッセイ同和損保/アイベツ損保/アクサ損保/アニコム損保/イーデザイン損保/AIG損保/エイチエス損保/  
SBI損保/au損保/先米火災/さくら損保/ジュエアイ/ヒコム損保/セン自動車火災/ソニー損保/損保ジャパン/  
大同火災/東京海上日動/トニーア再保/日新火災/日本地震/日立キャピタル損保/ベツト&ファミリー 損保/  
三井住友海上/三井ダイレクト損保/明治安田損保/楽天損保/ルスクー損保

後援:  消防庁  
Fire and Disaster Management Agency  
住宅用火災警報器は点検・交換が必要です。

日本損害保険協会は、防火ポスターの作成を通じて、広く国民の防災・防火意識の高揚を図っています。